

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 4 号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「東京都新宿区西新宿2丁目1番1号」を「東京都新宿区四谷1丁目6番1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年5月19日から施行する。